

理事の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

（目的）

第1条

この規程は、一般社団法人福野アソシエイツ（以下「当法人」という。）の理事の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条

この規程は、当法人の理事に対して適用する。

（自己申告）

第3条

理事は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当法人と理事との利益が相反する可能性がある場合

（当法人と業務上の関係にある他の団体等に理事が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 理事は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとする。

4 理事である代表理事が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを代表理事以外の理事に対して行うものとする。

（定期申告）

第4条

理事は、毎年 1 月と 6 月に当該理事の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について代表理事に書面で申告するものとする。

（申告後の対応）

第5条

前2条の規定に基づく申告を受けた代表理事は、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が代表理事である場合には代表理事以外の理事と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、第3条第4項に規定する場合、申告を受けた代表理事は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った代表理事に対して適正化等措置を求めるものとする。

3 前2項における適正化等措置とは、当法人と理事との利益が相反する可能性がある団体の資金分配団体としての採択に関する議案の審議及び決議には参加しない等により利益相反を排除することをいう。

(改廃)

第6条

この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和7年1月31日から施行する

